

特別養護老人ホーム第二慈母園 利用料金表

○ 基本利用料 ○

(月額30日で計算)

介護度	基本単位	利用料	(日額) 利用者負担額			(月額) 利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	573	5,810 円	581 円	1,162 円	1,743 円	17,430 円	34,860 円	52,290 円
要介護2	641	6,499 円	650 円	1,300 円	1,950 円	19,500 円	39,000 円	58,500 円
要介護3	712	7,219 円	722 円	1,444 円	2,166 円	21,660 円	43,320 円	64,980 円
要介護4	780	7,909 円	791 円	1,582 円	2,373 円	23,730 円	47,460 円	71,190 円
要介護5	847	8,588 円	859 円	1,718 円	2,577 円	25,770 円	51,540 円	77,310 円

○ 加算料金 ○

(月額30日で計算)

加算項目	単位数	利用料	(日額) 利用者負担額			(月額) 利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
①看護体制加算(Ⅰ)イ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	180 円	360 円	540 円
②夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	22	223 円	23 円	45 円	67 円	690 円	1,350 円	2,010 円
③サービス提供体制加算Ⅲ	6	60 円	6 円	12 円	18 円	180 円	360 円	540 円
④科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	405 円				41 円	81 円	122 円
⑤外泊時費用	246	2,494 円	250 円	499 円	749 円			
⑥初期加算	30	304 円	31 円	61 円	92 円	930 円	1,830 円	2,760 円
⑦介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
⑧介護職員等ベースアップ等支援加算								

- ① 看護体制加算は、看護職員の体制について基準値以上の看護師の配置を行っております。
- ② 夜勤職員配置加算は、夜間および深夜の時間帯について基準値以上の夜勤職員の配置を行っております。
- ③ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出しており、ご契約者に対して施設サービスを行っております。
- ④ 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用しております。
- ⑤ 病院・診療所への入院、ご自宅等への外泊を認めた場合、1ヵ月に6日(最大12日)を限度に算定します。ただし、入院また外泊の初日・最終日には算定いたしません。
- ⑥ 初期加算は、当施設への入所日から30日以内(入所後に30日以上入院後の再入所日)の期間について算定いたします。
- ⑦ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算であり、基本サービス費および他の加算項目の合計に6%が加算されます。
- ⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の収入を一人当たり3%程度を引き上げるための措置として講じられ、介護職員等に対して、基本サービス費および他の加算項目の合計に1.6%が加算されます。
- ※ 斑鳩町地域加算は、1単位=10.14円のため、端数処理により、若干の金額の差が生じます。上記はあくまでも目安の表記となります。
- ※ 施設の体制変更などにより、加算内容を変更する場合があります、上記の料金はあくまでも目安の表記となります。

○ 食費・居住費 ○

(月額30日で計算)

負担段階	食費	居住費		日額		月額	
		多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
第4段階	1,445 円	855 円	1,171 円	2,300 円	2,616 円	69,000 円	78,480 円
第3段階②	1,360 円	370 円	820 円	1,730 円	2,180 円	51,900 円	65,400 円
第3段階①	650 円	370 円	820 円	1,020 円	1,470 円	30,600 円	44,100 円
第2段階	390 円	370 円	420 円	760 円	810 円	22,800 円	24,300 円
第1段階	300 円	0 円	320 円	300 円	620 円	9,000 円	18,600 円

※ 食費・居住費については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、当該認定証に記載の負担限度額となります。
 ※ 居住費については、入院または外泊中でも料金が生じます。ただし、入院または外泊中のベッドをご契約者（代理人）の同意を得た上で、ショートステイで利用する場合、居住費はいただきません。

○ 介護保険対象外 ○

項目	費用	内容
理美容代	1,320 円/1,650 円	毎月第一月曜日、委託業者による調髪・顔剃りにかかる費用
教養娯楽費	実費	希望される行事・レクリエーション・クラブ活動における材料費等
電気製品使用料	30 円/日	個人が使用するテレビ・電気毛布など
金銭管理費	1,000 円/月	希望により少額の金銭管理を依頼される場合
買い物代行費	200 円/回	個人の嗜好品等の買物の代行
新聞・図書費	実費	個人が購読の新聞・雑誌
複写物代	10 円/枚	希望により記録や保険証書類等の複写物を依頼される場合
通院交通費	1,000 円/回	専門病院への往復4時間程度の通院の場合、検査等を含め、概ね1日を要する場合
その他実費となるもの	実費	医療費、調剤費、インフルエンザ等の予防接種

【1ヵ月にかかる費用の概算】

基本利用料	加算料金	食費・居住費	その他自己負担	合計
<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円

■ 介護保険負担限度額認定

施設サービスの居住費・食費については、契約に基づく費用をご入居様が全額負担することとなっております。ただし、負担額はご入居者様ご本人が属する世帯所得によって異なり、世帯の年間収入が一定額以下の方には、軽減措置があります。対象となるのは、主に市町村民税が非課税の世帯の方となっております。

市町村への申請を行い、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方が軽減対象となりますので、住所地の各自治体へお尋ねください。なお、軽減措置が認定された際のご利用料金につきましては、料金表を参照してください。

■ 社会福祉法人等による低所得対象者負担の軽減

市町村民税非課税世帯で、以下の条件がすべて該当となる方のみ、生計が困難な者と市町村が認めた場合、ご利用負担が軽減される場合があります。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに、50万円を加算した額以下であること。
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ④ 負担能力のある親族に扶養されていないこと。
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

【お問い合わせ先】

特別養護老人ホーム 第二慈母園

TEL:0745-75-8888